

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件に関する
意見募集の結果について

令和5年6月30日

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件について、令和5年5月12日（金）から同年6月10日（土）まで御意見を募集したところ、計17件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	サービス管理責任者の講習は、全国で概ね夏から秋にかけて開催されているが、各県によって開催時期に大きなばらつきがあるのが現状で、実務経験を満たしているにもかかわらず開催日まで研修を受けることができない。これでは、やむを得ずサービス管理責任者が欠如した日が、研修開催日前なのか後なのかによって措置期間が1年か2年かの違いが生じるため不公平。 研修開催日前にサービス管理責任者がやむを得ない理由で欠如した場合、一旦は1年の措置期間で実務経験の要件を満	今回の改正については、令和元年度からの新たな研修体系を前提とした上で、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、あわせてサービス管理責任者等の人材確保を図る観点から行うものです。 やむを得ない事由による措置については、基礎研修修了者は個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していることに加え、実践研修の受講に向けたOJTを実施中である者について、当該事業所内でのサービス管理責任者等としての養成を進める観点

	たす者を配置できるかもしれないが、例え当該者がその年の基礎研修を修了したとしても、また、OJTが6か月に短縮されたとしても、翌年の措置期間修了の期日までにその県内で実践研修が開催される保証はなく、そうなるにせよ事業所内で利用者や既存スタッフと共に就業して良い関係を築いてきた当該人材をサービス管理責任者として続けて就業させることが出来なくなる。その場合、新たに外部から要件を満たす人材を確保する必要があるが、これは事業所の労務的且つ金銭的な負担が非常に大きくなるだけでなく、結果として利用者へのサービス管理の質を維持することに支障をきたすことが想像される。 事業所運営で実際にこのような経験をした者からの提案としては、 「みなし配置される者が基礎研修修了者(サービス管理責任者が欠けた日後に新たに基礎研修修了者となった者を除く。)」ではなく、 従来 of 措置期間である1年の間に基礎研修修了者となった者は認める、若しくは、欠如した日を含む年度中に各県の基礎研修を終了した者は認めるとするのが妥当ではないかと考える。	から、基礎研修を修了しており、かつ、サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていることを要件としています。 いただいたご意見については、今後予定している令和元年度からの新たな研修体系の効果検証とともに、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	やむを得ない事由でサービス管理責任者が退職するということがあったが、事業所が設置されている自治体の基礎研修開催日では受講申し込みは間に合ったのに、欠如前に研修を受けることが出来ないため、一年後までに別のサービス管理	

	責任者を見つけなければならないことになる。できれば自社内で利用者やスタッフと一緒に経験を積んできた人をサービス管理責任者に配置したいと思うのが一般的だと思うので、欠如があったその年の基礎研修を受けていれば良いという制度にして頂きたい。 研修は毎年秋に1回しか開催されないの、前年の基礎研修を受けられなかった者にとっては、実務経験は満たしているのにキャリアアップのチャンスを逃すことになり不公平。	
3	実務要件をわずかに満たさない時点で基礎研修を受けた者は、基礎研修後、2年間の実務要件が必要となるが、一方で、実務要件を満たしてから基礎研修を受ければ6か月で配置が可能となるという事態が起こり、2年前から基礎研修を受けられるとした制度設計自体がなし崩しとなる。この際、基礎研修と実践研修は統合し、研修要件と実務要件を満たせば配置できるようにすべきである。 どうしても、基礎研修と実践研修の間に実務が必要であるならば、その必要性を明確にすべきであるし、6か月の例外については、例外として認められるための証明の仕方を明確に示すべきである。	今回の改正は、本来実践研修を受講するために必要な実務経験については2年以上としているところ、新たな研修体系を前提とした上で、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、サービス管理責任者等の人材確保を図る観点から、基礎研修受講前に既に十分な実務経験を有しており、一定の能力等を有すると考えられる者について、例外的に基礎研修修了後に個別支援計画の作成の業務に6か月以上従事することにより、実践研修の受講を可能としたものです。 いただいたご意見については、今後予定している令和元年度からの新たな研修体系の効果検証とともに、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	実践研修を受講するために必要な実務経験の期間について、やむを得ない場合のみでなく、平時でも期間短縮は必要だと考える。	基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT2年以上）については、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が障害福

		祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合に「6ヶ月以上」としているものであり、やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合に限るものではありません。
5	地域によって、研修の受講申し込み時期が異なり、告示のタイミングによって受講が出来たりできなかったりすることは不公平。仮に現在「やむを得ない理由」によってサービス管理責任者をみなし配置していた場合、もし今年の実践研修を受けられなくなれば、来年の実践研修の開催までに現制度の1年間の措置期間を過ぎてしまうことが予想されるため、別のサービス管理責任者を探す必要があり、これでは社内で育成してきた職員のキャリアアップを妨げることにもつながる。 以上の理由から、出来るだけ早いタイミングでの告示と、昨年の基礎研修受講者で実務要件を満たしている者が今年の実践研修を受講できるような柔軟な対応を求める。	サービス管理責任者に係る研修については、各都道府県によりそれぞれの地域の実情を踏まえて実施していますが、本年3月の全国会議において、都道府県に対して、今回改正の内容についてご理解いただき、実践研修等に係る地域のニーズを踏まえて、必要に応じて研修計画の見直しを行うなど適切な対応をお願いしております。
6	改正の概要③について、重度障害者等包括支援事業のサービス提供責任者についても、加えてほしい。実質的に、サービス管理責任者と同等の業務に従事しており、人事異動等があった場合、サービス提供責任者であった者がサービス管理責任者業務をできなくなってしまう。	今回の改正の趣旨は、令和元年度からの研修体系の見直しにおいて、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムを共通化した一方で、サービス管理責任者更新研修の受講要件として、児童発達支援管理責任者としての実務経験が規定されておらず、児童発達支援管理責任者としてのみ従事している場合に、サービス管理責任者に係る更新が困難となってしまう課題を解消するというも

		のです。そのため、サービス提供責任者については今回の改正の対象には含めておりませんが、いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
7	今回の資料を見ると、やむを得ない事由とは、「退職や病休など事業者の責に帰さない事由」となっているが、これはどういうことか。県単位で判断が異なると、事業を安定的に運営することが不可能になってしまう。やむを得ない事由の明確化と、全国統一基準で判断できるように配慮いただきたい。	本年3月の自治体向けの全国会議において、やむを得ない事由については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」であることを周知するとともに、各自治体における適切な運用の徹底についてお願いしております。
8	更新研修の受講に必要な実務経験について、サービス管理責任者の業務の一部をおこなう補助者であっても実務経験として認められるようにしていただきたい。	サービス管理責任者の質の確保を目的として、更新研修については、受講要件として、サービス管理責任者等としての一定の実務経験を求めることとしたものであり、緩和にあたっては慎重な検討が必要と考えています。 なお、期限内に更新研修を修了することができなかった者については、実践研修を修了することで引き続きサービス管理責任者として従事することが可能となります。

9	サービス管理責任者が足りていない。OJT 期間はいらないと思う。 (他同種の意見 1 件あり。)	サービス管理責任者の質の確保のため、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、実践研修の受講にあたって OJT を設定しております。
10	基礎研修受講は実務経験要件を満たす 2 年前から受講することができるとなっているが、実践研修を受講するために必要な実務経験に、基礎研修受講時の経験年数（2 年前から遡った時点の経験年数）も含めることを要望する。基礎研修を受講して 6 か月の個別支援計画作成業務に携われれば実践研修を受講・配置可能としてほしい。 直接支援業務 6 年目、要資格者 4 年目で基礎研修を受講したものが実践研修を受けられないとなると、長く現場で働いてきた方がサービス管理責任者として配置できないため運営に支障が生じると思う。	今回の改正については、令和元年度からの新たな研修体系を前提とした上で、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、サービス管理責任者等の人材確保を図る観点から、実践研修受講要件としての OJT の期間について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合は、「6 か月以上」とするものです。いただきましたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考にさせていただきます。
11	「基礎研修受講開始日において実務経験者である者」という要件とすると、実務経験が数か月不足する時点で基礎研修を受講した場合、今回の改正には当てはまらず受講後 2 年の OJT が必要となり、期間が短縮されないこととなる。現在基礎研修は実務経験が 2 年以下不足する場合でも受講可能となっているが、今回の変更に則ると不足期間が 1 年 6 か月より短い場合は、先に基礎研修を受講すると損をする(余計に OJT 期間が必要になる)計算になる。 公平を期すためには、「基礎研修受講後に実務経験者となった場合、その時点から 6 か月以上の個別支援計画（原案を	

	含む)の作成業務でも可能とする。」という取り扱いも加えるべきである。基礎研修は自治体によっては年に1回しか募集されない場合もあり、実務経験を満たすまで待っていると基礎研修を受講できるのはさらに1年後というケースも少なくない。	
12	周囲で近年障害者事業(施設)を閉鎖するところが増えてきた。殆どが、サービス管理責任者の確保がままならず、そのまま閉めるケースばかり。コロナ禍もあり県でのサービス管理責任者の研修自体もあまり行えず、また障害者事業の取り巻く環境の変化もあり、支援者の勤続年数が長くなりにくい状況もある。 今後障害者支援事業の活性化や事業閉鎖増加を食い止める中で、早急にサービス管理責任者のOJTの短縮化を求める。また、基礎研修修了者でも予め実務経験のある支援員には、短縮されたOJT後の実務研修受講も可能にしていきたい。 (他同種の意見1件あり。)	
13	人材不足の折、OJTの期間を短縮することは、大変有意義なことだと思います。	本案に賛成の御意見として承ります。

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。